



平成 30 年 2 月 1 日

大 阪 府

大 阪 管 区 気 象 台

## 大阪府土砂災害警戒情報基準の変更について

平成 30 年 2 月 8 日 13 時より大阪府の土砂災害警戒情報の発表基準を変更します。

大阪府と大阪管区気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長による防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応の支援及び、住民の自主避難の判断等への利用を目的として、大阪府土砂災害警戒情報を発表してきました。

今般、府と気象台は、共同して、平成 7 年から平成 27 年までの過去 21 年間の災害の発生状況と降雨の関係を調査のうえで、土砂災害警戒情報の基準を見直し、最適な基準に変更することとしました。

基準を変更することにより、より適切な時期に必要な市町村を対象として土砂災害警戒情報を発表することが可能となります。また気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報<sup>\*</sup>についても、避難対象地域の絞込みを的確に支援出来るよう改善されます。さらに大阪府でも新たにメッシュ情報の提供を開始します。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

### 記

#### 1 基準変更日時

平成 30 年 2 月 8 日 13 時

#### 2 基準変更範囲

堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、田尻町（\*）、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

\* 発表対象地域を併せて見直し、上記日時以降、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときには、田尻町に対しても土砂災害警戒情報を発表します。

※ 気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh>

詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：

（基準に関すること）

大阪府都市整備部河川室河川環境課 担当 井本・山口

電話 06-6944-9302（内線 2955） FAX 06-6941-0381

大阪管区気象台 気象防災部予報課 土砂災害気象官 海老

電話 06-6949-6313（内線 5305） FAX 06-6941-1846

（水防業務に関すること）

大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 担当 楠本

電話 06-6944-9269（内線 2963） FAX 06-6944-6773